

■支払/納付猶予制度

	施策	内容	条件	相談窓口
1	厚生年金保険料等の猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付が可能 ・ 財産の差押えや換価(売却等現金化)が猶予される ・ 猶予期間中の延滞金が一部免除 	<p>1. 「換価の猶予」の場合 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6カ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります</p> <p>2. 「納付の猶予」の場合 次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財産について災害を受け、または盗難に遭ったこと ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと ③事業を廃止し、または休止したこと ④事業について著しい損失を受けたこと 	最寄りの年金事務所
2	税務申告・納付期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告所得税(及び復興特別所得税) 令和2年3月16日 ⇒ 令和2年4月16日 ・ 個人事業者の消費税(及び地方消費税) 令和2年3月31日 ⇒ 令和2年4月16日 ・ 贈与税 令和2年3月16日 ⇒ 令和2年4月16日 <p>※振替納税の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告所得税(及び復興特別所得税) 令和2年4月21日 ⇒ 令和2年5月15日 ・ 個人事業者の消費税(及び地方消費税) 令和2年4月23日 ⇒ 令和2年5月19日 	なし	

■支払/納付猶予制度

	施策	内容	条件	相談窓口
3	国税の納付の猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、1年間猶予(状況に応じてさらに1年) ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます 	<p>1.「換価の猶予」の場合 新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申告することにより、猶予が認められることがあります</p> <p>2.「納付の猶予」の場合 以下の事情がある場合(詳細は所轄の税務署に相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により財産に相当な損失が生じた場合 ・ご本人またはご家族が病気にかかった場合 ・事業を廃止し、または休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合 	所轄の税務署
4	地方税の猶予制度	都道府県、市区町村によって異なる ※要問合せ	<p>1.「徴収の猶予」の場合 以下の事情がある場合(詳細は所轄の税務署に相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害により財産に相当な損失が生じた場合 ・ご本人またはご家族が病気にかかった場合 ・事業を廃止し、または休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合 <p>1.申請による「換価の猶予」の場合 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申告することにより、猶予が認められることがあります</p>	お住いの都道府県、市区町村